

菊川市横地地区センター条例

平成17年1月17日

条例第101号

(趣旨)

第1条 この条例は、菊川市横地地区センターの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 工業再配置促進法（昭和47年法律第73号）の規定に基づき、進出した企業と地域社会の融和を図り、かつ、地域住民の福祉及び文化の向上の場として広く住民の利用に供するため、菊川市横地地区センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
菊川市横地地区センター	菊川市土橋28番地

(使用時間)

第3条 センターの使用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可には、センターの管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの施設又は附属設備を破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を目的に使用するおそれがあると認めるとき。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (4) センターの管理上支障があると認めるとき又はセンターの使用がその周辺に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当であると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 第4条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

第7条 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復)

第8条 使用者は、その使用を終わったときは、センターの施設等を速やかに原状に復さなければならない。第6条第1項の規定により使用の許可の取消し等の処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用は、使用者が負担しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は重大な過失によりセンターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、市長が別に定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(職員の立入り)

第10条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用中の施設等に市長が指定した職員を立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月17日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の横地地区センター設置条例（昭和59年菊川町条例第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。